

第3号議案 特別決議

学生の勉学条件改善のため組合員1人1人が、

全力で「学費負担軽減と私大経常費増額を求める請願」署名運動をすすめる決議

私たちは学生の勉学条件改善をめざして、1980年より「学費負担軽減と私大経常費増額を求める請願」署名運動を、全国の私大教職員と共同して展開してきた。これは憲法26条1項に定めた「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とする教育の機会均等を私立大学に根付かせる運動であり、国際人権規約に定める「高等教育の漸進的無償化」（2012年日本政府が留保を撤回し受け入れた）を実現するための一環としての重要な歩みを刻むものでもある。

この粘り強い請願署名運動は私大経常費の支出抑制に一定の歯止めを掛けるだけではなく、1999年4月には緊急採用奨学金制度を創設し、家計急変者に対する無利子奨学金を支給させた。また無利子奨学金支給枠を51万9000人（4万4000人増）とさせ、それぞれの私立大学が実施する学費減免事業への補助枠も5.8万人（1万人増）にさせた。来年度には、不十分な内容ではあるが、給費制奨学金制度が発足することになる。この運動は様々な社会運動とも呼応し、政府の私大政策に影響を与えてきた。

しかし私立大学初年度納付金は平均131万円を超え、学費と生活費の補填のため奨学金の受給を希望する者の多くは、有利子奨学金制度を利用するしかなかった。卒業生は数十年の借金生活をはじめることになる。正規の職を得られた学生はまだしも、派遣やアルバイト・パートの職を選んだ学生は返還もままならない。にもかかわらず学生支援機構は奨学金の返還が9ヶ月以上滞ると自動的に強制執行にすすむ。卒業生だけではない。在学学生も奨学金だけでは足りず、アルバイトを掛け持ちすることも珍しくはない。そのアルバイト先がブラックバイトであれば授業も試験期間も考慮されず、大学を続けるために大学の授業も試験も犠牲にしてアルバイト先にこき使われ、中退を余儀なくされるというケースもある。

今、私たちの周りにいる学生が置かれている状況は、緊急な手立てが必要になっている。大学独自の給費奨学金制度の創設、ブラックバイトの相談窓口の充実、労働諸法制を学生に啓蒙する活動などが求められる。

「学費負担軽減と私大経常費助成増額を求める請願」署名に掲げた請願諸項目は、学生の勉学条件を抜本的に改善することになる。1980年より展開してきた運動であるが、政府の厳しい財政引き締めと誘導的な経費増大により、請願署名運動に対する無力感を生じていることは否めない。しかし、私立中高での署名運動では学費直接助成の創設など大きな成果を上げている。大学においても学費負担軽減を求めて粘り強く取り組むことが重要である。

関西地区私立大学教職員組合連合と加盟組合・組合員は、学生の勉学条件改善と私大の未来を切り拓くためにも、大学内での学生への経済的支援などを求めると共に、「学費負担軽減と私大経常費増額を求める請願」署名運動を強めるものである。

以上決議する。

関西地区私立大学教職員組合連合第9回大会

2017年3月24日